

# 一般社団法人日本応用地質学会 賛助会員特典規程

平成 29 年 3 月 22 日 制定

## (総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以降、この法人という）の賛助会員が有する特典（規則第 39 条第③項）について規定する。

## (賛助会員の特典)

第 2 条 規則第 39 条第③項により、賛助会員は正会員が有する特典のうち一、二及び四の特典を有し、具体的に以下を享受できる。

- 一 口数に応じて会誌「応用地質」等の配布を受けること
- 二 学会誌、その他の出版物への投稿又は研究発表会において賛助会員名で発表できること
- 三 会誌「応用地質」の「賛助会員のページ」を掲載できること
- 四 研究発表会の災害時緊急セッション等において賛助会員名での発表できること

## (賛助会員のその他の特典)

第 3 条 規則第 39 条第③項により、賛助会員は第 2 条の特典以外に以下の一～四の特典を有する。

- 一 研究発表会等での企業展示ブースへの優先的な出展・広告掲載
- 二 学会ホームページにおけるリンク添付
- 三 学会出版物への賛助会員名の掲載
- 四 その他

## (特典の賦与)

第 4 条 第 2 条の特典は事務局が認定し賦与できるが、総務委員会、理事会に報告するものとする。

②第 3 条の特典は特典事業企画委員長が認定し総務委員会による賦与し、理事会に報告するものとする。

③第 3 条の特典は事業企画委員長により追加することができる。

## (特典に係る経費)

第 5 条 賛助会員の特典の賦与に際して経費が生じる場合は、事前に事業企画委員長より総務委員会、理事会の承認を得なければならない。

②特典に係る経費については、事業企画委員長から収支を報告しなければならない。

## 附則

### (規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 29 年 3 月 22 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。